

鴨川フォローアップ委員会

傍聴要領

1 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、または騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 酒気を帯びていないこと。
- (6) 人に危害を加える恐れのある物を携帯していないこと。
- (7) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に委員長が認めた場合は、この限りではない。
- (8) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (9) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

2 会議の秩序の維持

- (1) 上記1の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなったときは、会議を途中で非公開とする場合があります。

3 その他

公開できない事項を取り扱う等の理由により、会議を途中で非公開とする場合があります。